

## ○ 警察運営イノベーション推進委員会の設置について

令和元年6月11日務甲達第74号、  
監甲達第19号、生企甲達第94号、  
刑企甲達第82号、交企甲達第71号、  
公甲達第77号  
石川県警察本部長から部課署長宛て

日本社会は、人口減少や急速な高齢化、国際化の進展等による変化に直面する一方で、IoTを始めとしたサイバー空間の利用を前提とする様々な技術・サービスが登場しているほか、自動運転の技術の実用化、FinTechの推進等に向けて官民挙げて取組が進められるなどしており、科学技術分野の発展による社会の急速な変化が見込まれるところである。

警察は、このような社会の変化に適応し、新たに生じてくる、又は変容する治安上の課題に適切に対応していく必要があるが、そのためには、警察運営の在り方について不断に検討・見直しを行い、その合理化・効率化を進め、また、第一線における職員の職務執行を支える取組を充実させるなどして、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立することが重要である。

このような認識を踏まえ、今後の社会情勢の変化に適応し、県民の期待と信頼に応える警察運営に向けた取組を推進するため、見出し委員会を下記のとおり設置することとしたので、実効ある運用に万全を期されたい。

### 記

#### 1 任務

##### (1) 警察運営の合理化・効率化の推進

###### ア 柔軟な組織運営の推進

地域における人口構造や都市の在り方、警察行政に係るニーズ等の変化の的確な把握及び必要な地域・分野への警察力配分の重点化、部門を超えた連携の在り方の見直しなど、柔軟な組織運営を推進する。

###### イ 効率的な業務運営の推進

限られた人的・財政的資源の下で最大限の効果を上げるため、IT技術を積極的に活用するなど、業務のあらゆる場面・過程に目を向けた効率化のための取組を推進する。

また、不適正な取扱いや合理性・効率性を欠く業務運営があった場合における、制度的要因・背景の分析、業務の仕組みの見直しを含めた業務運営の改善

を図る。

#### ウ 関係機関との連携・共同対処の推進

警察活動の過程で把握した県民の行政ニーズにより一層的確に対応することを可能とするため、警察が保有する情報の共有を含む他の行政機関との連携体制の構築を推進する。

### (2) 第一線における職務執行を支える取組の充実

#### ア 相談・照会体制及びマニュアル等の一層の整備

第一線において即時に事案に対処しなければならない職員の職務執行を支援するため、職員からの相談・照会に直ちに応じる体制の設置等、職員のニーズに沿った相談・照会体制の整備・拡充を図る。

また、職員から警察本部に寄せられた相談・照会内容を踏まえたマニュアルの整備・改定、当該マニュアル等の検索可能な形での共有など、現場を支えるサポート体制の一層の充実に努める。

#### イ 職員の安全な職務執行及び警察施設のセキュリティの確保

具体的な場面を想定した実戦的な総合訓練の実施、警察装備品の整備及び機能の向上、運用態勢の見直し等、安全な職務執行を確保するための取組を推進するとともに、交番を始めとした警察施設のセキュリティを確保するための取組を推進する。

### (3) 先端技術等活用の推進

#### ア 情報管理システムの合理化・高度化

情報管理システムの合理化・高度化を推進し、県警察全体の業務の合理化・効率化を図るとともに、行政手続や事業活動等、社会全体で急速に進むデジタル化への適切な対応を図る。

#### イ 警察活動の一層の質的向上

AIやIoTといった先端技術の活用や警察が保有するデータについて外部の知見を活用した高度な分析を行うなど、先端技術等を効果的に活用した警察活動の一層の質的向上を推進する。

## 2 推進体制

別表1から別表3のとおり

## 3 運営

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 委員会に「警察運営イノベーション推進幹事会」（以下「幹事会」という。）を置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- (3) 幹事会に「警察運営イノベーション推進ワーキンググループ」及び「非違事案対策高度化ワーキンググループ」を置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 幹事会及び警察運営イノベーション推進ワーキンググループは、委員会の任務に関する施策の企画立案と推進方策について検討する。
- (5) 非違事案対策高度化ワーキンググループは、不適正な業務運営があった場合における、制度的要因・背景の分析、業務の仕組みの見直しを含めた業務運営の改善に関する事項及び非違事案対策の高度化に向けた取組に関する施策の企画立案及び推進方策について検討を行う。
- (6) この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 4 事務局

委員会の事務局は、警務部警務課に置く。ただし、非違事案対策高度化ワーキンググループの庶務は、警務部監察課が処理する。

※ 別表省略